

お知らせ

◆福祉部児童家庭課からのお知らせです。

◆「子ども医療費助成金受給資格者証及び自動償還対象医療機関の変更」について

平成27年4月1日より子ども医療費助成の自動償還払い対象医療機関が『市内協力機関のみ』から『県内協力機関』に変わります。それに伴い、受給資格者証が現行の様式から県内統一様式へと変更となります。平成27年4月1日受診分からスムーズに利用できるよう3月中旬に、新受給者証を発送いたします。保険者(国保・社保等)の移動、受給者口座の変更、その他記載事項に変更がある場合は、届出を行って下さい。

また、医療機関での受診時は、受給資格者証の提示が原則必須条件となります。石垣市子ども医療費助成制度に関する詳しい情報は「石垣市児童家庭課ホームページ」をご覧ください。

【問合せ先】福祉部児童家庭課児童福祉係 0980-82-1704



◆「転出・転入の際は「児童手当」の手続もお忘れなく！」

児童手当の支給を受けるためには、お住まいの市区町村の窓口(公務員の場合は勤務先)に申請(認定請求書提出)が必要です。

転居に伴いお住まいの市区町村が変わる方は**【転出元】**の市区町村で↓受給事由消滅届**【転入先】**の市区町村で↓認定請求書提出してください。申請は、転出予定日から15日以内をお願いします。申請が遅れると、遅れた月分の手当が受けられなくなる場合があります。原則として申請の翌月から支給されます。

【問合せ先】福祉部児童家庭課 0980-82-1704

※公務員の方は勤務先へお問合せください

◆土地・家屋価格等縦覧帳簿の縦覧について

総務部 税務課

地方税法第416条第1項の規定により、平成27年度固定資産税の土地価格等縦覧帳簿及び家屋価格等縦覧帳簿の縦覧について、下記のとおり関係者に供します。

【縦覧期間】平成27年4月1日～6月1日まで(土・日・祝日を除く)

午前8時30分～午後5時15分まで

【縦覧場所】石垣市役所税務課(窓口④番)

【縦覧できる方】石垣市内に土地・家屋を有する納税者(納税管理人)またはその代理人。

【持参するもの】印鑑及び本人等を確認できる書類(運転免許証、保険証又は納税通知書等)。代理人の場合は納税者等本人からの委任状も必要です。

【問合せ先】石垣市役所税務課 資産税係 0980-87-9043

◆第23回石垣市織物事業協同組合展のご案内

企画部 商工振興課

「島のはたおと いつぬ世までいん」をテーマに石垣市織物事業協同組合の中で行われている仕事、活動を広く多くの人に見てもらい、理解してもらう事を目的に開催します。

【日時】平成27年5月2日(土)・3日(日)

【会場】石垣市民会館展示室

【内容】八重山ミンサーの展示即売会や平成26年度講習会終了作品展等

【問合せ先】石垣市織物事業協同組合 0980-82-15200

◆平成27年度不発弾等探查要望箇所調査の募集について

総務部 防災危機管理室

沖縄県では「広域探查発掘加速化事業」として、主に民間地の探查・発掘事業を実施し、不発弾等の早期処理に向け取り組んでいるところがあります。現在、畑として利用している土地や長期的には住宅建築を予定している土地の地主または耕作人の方が申込みできます。対象箇所については、以下の①、②の条件を満たしているものが対象となります。

① 探查予定面積が100平方メートルを超えること。
② 地主及び耕作人が不発弾等の調査・発掘工事に同意していること。
上記の条件を満たしている場合は要望可能ですが、要望箇所を事前調査した際に、探查を実施するにあたり影響(急傾斜地など)がある箇所等については探查が実施できないこともあります。

【条件】

① 探查予定面積が100平方メートルを超えること。
② 地主及び耕作人が不発弾等の調査・発掘工事に同意していること。
上記の条件を満たしている場合は要望可能ですが、要望箇所を事前調査した際に、探查を実施するにあたり影響(急傾斜地など)がある箇所等については探查が実施できないこともあります。

県が発表するスケジュールに沿って探查を行うこととなります。

※ 探查費用については、**県の事業として実施されるため、個人負担は一切ありません。**

■ 住宅・アパート・マンションなどの建築を予定している方へ

建築予定地の不発弾磁気探査費用を全額補助する「沖縄県住宅等開発磁気探査支援事業」の申し込みができます。

不発弾磁気探査を実施することで、建築工事や周辺住宅の安全・安心につながります。

※ 探查費用については、**県の事業として実施されるため、個人負担は一切ありません。**

不発弾等磁気探査については、石垣市総務部防災危機管理室までお問い合わせ下さい。

【問合せ先】0980-87-15333

FAX 0980-83-1427

◆意思疎通支援事業における手話通訳者等派遣事業について

福祉部 障がい福祉課

これまで、意思疎通支援事業における手話通訳者派遣事業につきましては、石垣市社会福祉協議会(地域活動支援センターむゆる館)に委託しておりましたが、平成27年4月1日より石垣市福祉部障がい福祉課にて実施することになりましたのでお知らせいたします。

手話通訳者等派遣及び登録を希望される方は、障がい福祉課まで申請、お問い合わせください。

【申込問い合わせ先】

福祉部障がい福祉課障がい福祉係

0980-82-9947

FAX 0980-82-15800

Eメール: syuwa@city.isigaki.okinawa.jp

～ 特定健診のお知らせ ～

○個別健診日程〔平成27年4月1日～平成28年3月31日〕
個別健診を受診できる医療機関は下記のとおりです。(要予約)

特定健診登録医療機関名	住所(石垣市)	電話番号(0980)
石垣島徳洲会病院	大浜446-1	83-5507
上原内科医院	登野城548-4	88-7068
大浜診療所	大浜36	87-5093
かりゆし病院	新川2124	83-5600
下地第2脳神経外科	新川1695-123	88-5150
てるや内科胃腸科	新川127-3	88-1616
仲間内科クリニック	登野城171-6	88-8500
にいむら内科胃腸科クリニック	真栄里243-1	83-7771
博愛医院	大川179-7	82-3170
宮良内科胃腸科医院	新川27	82-4181
やいま中央クリニック	平得120-3	88-7711
よなは医院	新川2287-35	83-4781

年に一度は健診を受けて、健康チェックをしましょう。
※対象者：国民健康保険に加入している40歳～74歳の方。

『受診券』は被保険者証と1つになっています。
「被保険者証」を忘れずにおこし下さい。

【健診に必要な物】国民健康保険被保険者証(受診券一体型)

【費用】無料(特定健診基本検査項目)

・定期的に通院されている方も特定健診の対象者です。
・左記の医療機関以外に、沖縄県内の登録医療機関でも受診できます。

○ 集団健診は6月下旬から7月までを予定しています。詳しくは、「広報いしがき6月号」でお知らせします。

※注意※

「個別健診」と「集団健診」の両方を受診することはできません。

家族の願いは あなたの健康 受けて安心 特定健診!

【お問い合わせ】

石垣市健康福祉センター 電話 0980-88-0089